

新しい図書館のあり方検討会

報 告 書

平成 2 2 年 9 月 1 5 日

新しい図書館のあり方検討会

1. はじめに

本検討会は、図書館に関するこれまでの検討内容(「市民に求められる図書館検討懇話会」での協議結果等)をふまえた上で、より具体的な検討・検証を行うことにより、四日市市における図書館の今後の方向性について、平成21年9月から検討を重ねました。

2. 検討会経過

回数	開催日	議題の概要	公開非公開の状況	傍聴者数
第1回	平成21年9月17日	・委員の委嘱及び役員選出 ・設置の趣旨説明 ・市立図書館の現状見学 ・今後の進め方	公開	3人
第2回	平成21年10月17日	・楠公民館図書室の現状見学 ・施設管理者との意見交換	公開	1人
第3回	平成21年11月24日	・あさけプラザ図書館の現状見学 ・施設管理者との意見交換	公開	3人
第4回	平成22年1月14日	・新しい図書館サービスのあり方について(1) ・他市図書館施設視察の説明	公開	1人
視察	平成22年2月9日	・豊橋市中央図書館視察		
第5回	平成22年3月2日	・視察報告 ・新しい図書館サービスのあり方について(2)	公開	2人
第6回	平成22年5月27日	・本市にふさわしい図書館サービスについて(まとめ)	公開	2人
第7回	平成22年9月15日	・検討会報告書(案)について	公開	4人

3. 「新しい図書館のあり方検討会」での意見について

「新しい図書館のあり方検討会」では、四日市市における図書館の今後の方向性について検討し、「今後の方向性に関する基本的な考え方」「図書館のサービス業務の充実」「地域の図書館としての役割の明確化」「魅力ある事業の展開」「施設間のネットワークの推進」の5つに整理を行いました。

今後の方向性に関する基本的な考え方

総合メディアセンターよりも社会教育の場として

情報社会である今日、近隣ではICTを活用した図書館が見受けられますが、現在の四日市市立図書館は、必ずしもその環境が整っている状態ではありません。

そのため、インターネットが使えるパソコンの設置なども考えられますが、無線LANのアクセスポイントを設置し、パソコン所持者が自由にインターネットを利用できるようなサービス提供を行うことや、さらにはCDやDVDの視聴コーナーの設置など、図書館において総合メディアセンターのように様々な機能の設置も考えられます。

しかしながら、本来の図書館のあり方は何かという原点に立ち返ったとき、本市の図書館としては、幼児教育も含めた社会教育の場であるという要素を大切にしていけるべきです。

子どもたちにとって良好な読書環境の創出

図書館では児童室へ専用カウンターを新設したり、図書館司書を配置して、今までも子どもたちへのサービス提供を実施してきましたが、今後も引き続き、子どもたちにとって良好な読書環境を整える必要があります。

そのためには、現在の児童室の天井や壁の色彩等をもっと明るくしたり、畳のスペースをもっと広くしたりして、子どもたちがのびのびと本を読んだり、楽しんだりできるような環境づくりを積極的に行いながら、子どもたちが本と親しみ、読書を楽しむ機会の提供に努める必要があります。

そのように考えていきますと、図書館の新しい利用者を開拓する（増やす）ことも大切ですが、高齢層や幼年層など現在よく利用している方々の利用満足度を上げながら、効率よくサービスを提供することも必要です。

図書館のサービス業務の充実

「こころの憩いの場」としてのゆったり感の醸成

市民が精神的な面での豊かさを求める今日において、例えば、余暇を得た高齢者などがゆとりのある時間を快適に過ごせる場所となるよう、図書館内の開架書架の高さを低くしたり、書架の間隔を広げるなどのレイアウトの変更を行いながら、来館者がゆったりとした雰囲気を楽しむことができるようにする必要があります。

また、そのことに加え、現在、未利用スペースである2階の郷土作家コーナーのスペースや屋上の光庭を新たなスペースとして利用したり、あるいは、あまり利用が図られていない視聴覚室（ホール）をもっと有効に活用することも考えられます。さらには、館内の吹き抜けを利用して大きな樹木を設置したり、空いたスペースに植物を配置して緑を多くするなど、「こころの憩いの場」としての演出の工夫が必要です。

図書館職員(司書)の資質向上

図書館における図書館司書の存在はたいへん重要であります。図書館司書をはじめとする「ひと」を介することにより、市民の方々が改めて本を好きになったり、図書館がより楽しくなったりするため、今後はさらに、図書館司書を含む職員の人材育成に力を入れるなど、その充実に努める必要があります。

多様化する市民ニーズへの対応

市民ニーズに的確に応え、さらに図書館サービスの充実を目指していくためには、現状サービスの改善を図ることも必要です。例えば、市民の様々な生活形態を考慮して、固定している休館の曜日設定の変更の検討や、貸出返却処理のスピード化を図るため、バーコードに代わる「ICタグ」の活用の検討も必要です。また、図書館の利用促進を図るためにはホームページの役割が大きいものの、現在の図書館のホームページでは新着本などの情報がわかりにくいいため、情報発信のツールとしてホームページを見直す必要があります。

地域の図書館としての役割の明確化

市民の様々なニーズに対応するべく、多様な蔵書構成の充実に努めることも必要ではありますが、これからは、四日市における地域の図書館として、地域にまつわる歴史や文化などに関する地域資料を充実させていくべきであります。

そのためには、高度な専門書等は三重県立図書館をはじめとする他の図書館等に任せることも必要であって、それらの図書館等との連携を密にしながら役割分担を行うことも必要です。

また、上記の資料に加え、地域の新聞、あるいは四日市市の行政資料や市議会の資料など、四日市の図書館ではないと収集できないものを集め、地域の図書館としての役割を明確にする必要があります。

そして、地域の図書館として、それらの地域資料を収集し、未来に対して保管、蓄積していくという役割を強く認識すべきであります。

魅力ある事業の展開

図書館の各種事業として、現在、企画展示や講習会などが数多く実施されておりますが、実感としてワクワクするものが少ないと感じています。

その各種事業を魅力的にするためには、例えば、企画展示をはじめとする各種事業のアイデアを市民から募集したり、企画展示等の運営を市民ボランティアが行うことができるような仕組みを設けるなど、市民との協働によって各種事業の充実を図る必要があります。

また、視察先で行われていたような「図書館まつり」や、館内の企画展示と連携したコンサートなど、図書館を通じて、様々な年齢層の方々や、いろいろな分野で活動しているの方々など、「ひと」と「ひと」との交流ができるような事業を考えていく必要があります。

また一方で、図書館内の書庫に保管されている図書（閉架図書）も非常に魅力的であるため、閉架書庫の見学ツアーや閉架図書の企画展示を行うなど、図書館の持っている素材を充分活かしながら、新たな図書館の魅力づくりに努める必要があります。

施設間のネットワークの推進

身近な図書館としてのあさけプラザ図書館と楠公民館図書室

あさけプラザ図書館と楠公民館図書室については、それぞれの施設の特徴を活かしながら、地域住民にとって身近な図書館として充実する必要があります。例えば、楠公民館図書室では、公民館内にある調理室を利用し、調理の実体験を行いながら読み聞かせを行うなど、それぞれの館にて魅力を高めていく必要があります。

施設間のネットワークの推進

現在、四日市市立図書館・あさけプラザ図書館・楠公民館図書室の3館のコンピュータシステムの統合を行い、どこの館でも共通に貸出、返却、検索等のサービスを受けることが可能です。

そのため、今後もさらに、図書館情報のネットワーク機能や物流システムを活かしながら、中央館、地域館としての位置づけを明確にしつつ、自動車文庫の活用も含めてサービス向上に努める必要があります。

また、学校図書館に対して、図書館司書などを通じた支援、連携の強化を行い、児童生徒の「調べ学習」への支援体制の充実を図る必要があります。あわせて、地理的にも近接しているメリットを活かして、市立博物館や市立文化会館など他の公共施設との連携やすみ分けをさらに進める必要があります。

最後に

市民が求める図書館を実現するため、上記のような様々な図書館サービスを展開することが必要です。さらに、市民へのサービスを拡充していくためには、最新の図書館サービス機能への対応を含め、新しい図書館を建てることについて、将来的には市としても具体的な計画を立てるべきであります。

新しい図書館のあり方検討会設置要綱

(設置)

第 1 条 四日市市にふさわしい図書館のあり方を検討するため、「新しい図書館のあり方検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会は、これまでの経緯や協議結果を踏まえた上で、より具体的な検討・検証を行うことにより、四日市市における図書館のあるべき方向性を取りまとめ、四日市市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告する。

(組織)

第 3 条 検討会は、12名程度の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、関係団体代表者及び市民のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 検討会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選とし、副会長は会長が指名する。

3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、臨時委員として、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 7 条 検討会は、原則として審議会等の会議公開に関する指針に基づき公開する。

2 個人及び事業者等に関する情報については、委員の意見により部分的に非公開とすることができる。

3 検討会を部分的に非公開とするときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 8 条 検討会の庶務は、四日市市立図書館において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、検討会に必要な事項は会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月17日から施行する。

[資料]

新しい図書館のあり方検討会委員名簿

(五十音順、敬称略)

	名 前	役 職 等
1	伊 藤 和 子 い とう かず こ	四日市市PTA連絡協議会 副会長
2	内 山 大 輔 うち やま だい すけ	大学生(四日市大学総合政策学部)
3	小 林 慶 太郎 こ ばやし けいたろう	四日市大学総合政策学部 准教授
4	中 井 千 保 子 なか い ち ほ こ	図書館ボランティア、四日市市立図書館協議会委員
5	廣 田 知 美 ひろ た とも よし	四日市商工会議所 青年部副会長
6	深 谷 幸 仁 ふか や ゆき ひと	社団法人四日市青年会議所 副理事長
7	前 田 朋 奈 まえ だ とも な	大学生(四日市大学総合政策学部)
8	水 谷 孝 子 みず たに たか こ	NPO法人理事長(「体験ひろば こどもスペース四日市」)
9	水 野 のぶ 信 治 みず の のぶ しん じ	「市政ごいけんばん」インターネットモニター
10	三 谷 素 子 み たに もと こ	四日市市社会教育委員、四日市市立図書館協議会会長
11	山 内 富 美 子 やま うち ふう み こ	学校図書館ボランティア(八郷西小学校)

会長、 副会長